

◎新潟県告示第1324号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成27年10月13日

新潟県上越地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成27年9月28日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
糸魚川市中央1丁目265-21の内、 265-26の内、265-27の内	5.00	47.59